

新旧対照表

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第54号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(条例第8条第1項第3号に規定する規則で定めるもの)</u></p> <p>第1条の5 <u>条例第8条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>(1) 密集市街地防災まちづくり方針【堀江・猫実元町中央地区編】（平成30年6月11日市長決裁）に基づき、防災拠点、避難路等を整備する事業</u></p> <p><u>(2) 将来行う密集市街地の住環境の改善、防災機能の向上等を目的とした事業のため、必要な土地を確保する事業</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和8年6月1日から施行する。</u></p>	